

部門研究2 2006年度第2回研究会 報告

日 時／2006年7月22日(土)
会 場／同志社大学 東京オフィス 大セミナールーム
発 表／石川 卓(東洋英和女学院大学国際社会学部助教授)
コメント／富田 健次(同志社大学神学研究科教授)

スケジュール

13:00～14:00 発表:石川 卓「米国の大量破壊兵器不拡散戦略とイランの核開発問題」
14:00～14:10 コメント:富田健次
14:10～14:20 休憩
14:20～17:00 ディスカッション
17:30～19:30 懇談会

研究会概要

90年代のアメリカの不拡散戦略の特徴は、大量破壊兵器(WMD)の拡散が進行中という前提の下、場合によっては軍事的手段を使ってでも、これに対処するという「拡散対抗」を打ち出したことであった。他方で、多国間枠組みの強化によって拡散の違法性をより明確化し、軍事的手段の正当性確保にも努めた。そうすることで、不拡散体制の強制的な性格を強化し、不拡散戦略の実効性を高めてきたのである。

現ブッシュ政権は、そうした90年代以来の不拡散戦略の傾向をエスカレートさせてきた。特に9・11事件以降は、「ならず者国家」を媒介としたテロ組織とWMDとのつながりを強調し、不拡散戦略の強制的な性格をさらに強化してきた。

その到達点でもあったイラク戦争は、不拡散という規範を逸脱する者に対してはある程度の威嚇効果をもったと言えよう。しかし同時に、武力を背景とした不拡散政策には限界がある、ということをアメリカに認識させることにもなった。国際社会においても、アメリカのやり方に対しては根強い不満があり、現在では、より多国間枠組みを重視せざるをえなくなっている。また、イラク戦争後には、テロ組織など、非国家レベルにおける拡散を「ならず者国家」脅威とは区別し、これにより注意を向けるようになった、とも言えよう。

その結果、アメリカの政策は、現実主義への傾斜を示すようになっていく。イランの核開発問題へのブッシュ政権の対応にも、それは示されている。イランとの直接交渉の回避、濃縮・再処理をイランに認めないという姿勢は一貫しているが、EUやロシアによるイランとの交渉を従前以上に支持するようになっている。しかし、最終手段としての武力行使の可能性が低下している現状では、北朝鮮の核問題と同様、イランの核開発問題が長期化すること、ある程度はやむをえない。その意味では、現実主義への傾斜の是非は容易には判断できないとも言える。また、それは限定的なものにすぎず、イランの反応や北朝鮮核問題の動向次第で反転する可能性も十分にあるものと考えられる。

(CISMORIリサーチアシスタント・同志社大学大学院神学研究科博士後期課程 高尾賢一郎)

米国の大量破壊兵器不拡散戦略と イランの核開発問題

東洋英和女学院大学国際社会学部助教授
石川 卓



90年代の不拡散戦略

冷戦終結後、米国は大量破壊兵器の拡散に対する脅威感、懸念を強め、当時のブッシュ政権、続くクリントン政権と、さまざまな施策を打ち出してきました。主要なことが表1と2にまとめてあります。特徴としては、クリントン政権期から顕著になりますが、「拡散対抗(counterproliferation)」という概念が打ち出され、それまで不拡散、拡散防止という形でしたが、すでに拡散は進んでいるという前提で、これに対処するということが重視されるようになった。その拡散対抗の一環として、「ミサイル防衛」に代表される軍事的手段が、かなり重視されるようになってきたというのが90年代の一貫した特徴であったと言えます。

一方で多国間枠組みもさまざまな形で強化されていきます。NPTの無期限延長、CTBTの採択、IAEAの査察システムが強化されるというようなことが進められますが、一方で拡散対抗という概念が出てきたこと、それが政策として追求されことによって、多国間枠組みと軍事的手段が明確に結び付けられることになりました。つまり、多国間枠組みにおいて拡散というものの「違法性」を明確化し、これを顕在化させ、場合によってはそれを軍事力行使でもって阻止するということの「正当性」を確保する、そして他方では、場合によっては軍事力を使うということを背景に多国間枠組みの効果を最大化させるというような特徴、傾向が顕著に見られたと言えます。その結果、WMD不拡散体制の強制的な性格が強化されてきたわけです。不拡散体制は

そもそも核を持たせないという一方的な性格、差別的な性格を持っており、ある種の強制・強要の枠組みであることは間違いないわけですが、「持てる者」の中の最大の大国であるアメリカが明確に軍事力をその背景に据えることによって、さらに強制・強要的な性格を強化したのです。これは確かに差別性を強めることではありますが、アメリカとしては実効性を高めるためにやってきたわけです。

ブッシュ政権によるエスカレーション

そうした傾向を、現在のG・W・ブッシュ政権はエスカレートさせてきました。ブッシュ政権は、しばしばクリントン政権との違いが強調されますが、90年代からの方向性の延長線上で、これに拍車をかけてきました。そこには連続性というものを確認できるように思います。

ブッシュ政権は、発足直後から軍事的手段を強調し、既存の趨勢に拍車をかけてきたわけですが、9・11が就任1年目に起こり、以降、不拡散という分野においては、さらに強制・強要的な性格を強化する動きが強まっていったと考えられます。テロ対策面では9・11以後、事の性質上、多国間枠組みを利用する度合いが増したと思いますが、WMDの不拡散に関しては、「単独行動主義」と呼ばれるような行動がより際立つようになりました。「対テロ」ということで国際社会が、従前以上に結束を強めたことが、9・11以後の一時的な特徴でしたが、それを利用して単独行動主義をエスカレートさせたところもあったように思います。2000年頃までに米ロ

関係はかなり悪化していましたが、その要因の一つはミサイル防衛でした。それが9・11後、「対テロ」という名分が、ロシアにとってはチェチェン問題との関係で好都合であるということもあり、アメリカに歩みよることになった。揉めに揉めていたミサイル防衛についても、アメリカがABM制限条約を脱退し、しかもそれに対するロシアの反発は小さかったという結果になったというところがあったと思います。

いずれにせよ、従前からの強制・強要の側面を増す傾向にさらに拍車をかけ、その際、テロ組織とWMDのつながり、特に「ならず者国家」を媒介とするつながりを強調したことが特徴して挙げられます。9・11によってテロに対する脅威感が強まったわけですが、厭味な言い方をすれば、テロと言えば何でも正当化できるというところがあったと思います。たとえば、ミサイル防衛の推進も、WMD不拡散または拡散対抗ということでは意味のあることでしょうが、しばしばテロという脅威で正当化されてきました。しかし、テロ対策としては、ミサイル防衛に意味があるのか、冷静に考えると怪しいというように、かなりむりやりテロ組織とWMD不拡散との間に、ならず者国家を媒介させることによって、一定の政策を正当化する側面もあったように思います。

2001年末のアフガン攻撃後、焦点はイラクになります。その後、さまざまな不拡散・拡散対抗に関する政策文書が出されるわけですが、ほとんどはイラクを第一義的に念頭においたものであったと言えます。2003年3月からのイラク戦争は、ある意味で、ブッシュ政権がエスカレートさせてきた趨勢の到達点だったと考えられます。不拡散規範を強制・強要するために強化してきた軍事態勢を活用した、一方的武装解除の実践という側面が、イラク戦争にはあったということです。イラク戦争は多面的な戦争で「なぜ起こったのかわからない」とも言われますが、そういう側面があったことは否定しがたいと言えるでしょう。

一方では、9・11以後、テロに関してもWMD不

拡散に関しても、多国間枠組みに対する一定の再評価が見られました。よくブッシュ政権については「アラカルト・マルティラテリズム」などと言われますが、これは、言うまでもないことですが、有用だと見なされる手段、動きやすいと見なされる枠組みに関しては、これを重用する側面が見られたということだと思えます。

イラク戦争後の変調

イラク戦争は、強要・強制的な性格を増してきた不拡散戦略の一つの到達点だったと申し上げましたが、それは二つの異なる効果をもたらしたと考えられます。一つは一定の不拡散効果で、規範逸脱行為に関してはこういうこともありうるということをまぎまぎと見せつけるという意味で、ある種の威嚇効果をもたらしたと言えます。イラク戦争は、リビアの大量破壊兵器及びミサイルの開発放棄に一定のインパクトを与えたと言えます。他方で、イラク戦争は、強制的な武装解除の実践と言ってもいいと思いますが、これを最終手段とする不拡散政策の限界を示す、アメリカがそれを認識する大きな契機にもなったと思います。つまり、武力行使後のことも含め、そのコストの大きさを認識する重要な契機になったと考えられるわけです。拡散阻止のための武力というのは、言うのは簡単ですが、実際にはどれだけコストがかかることであるかということを味わうことになった。少なくともイラク戦争のような攻撃をした場合には、相当大規模な軍隊の駐留が後に必要になることが示されたわけです。実際、10万人に減らす予定があると言われていましたが、未だに13万人という大規模な形で米軍のイラク駐留が長期化しています。そのため、北朝鮮問題、イラン問題がどんなに悪化しようが、そう簡単には手を出せない。武力行使を検討する際にも、おそらくイラク戦争前とはコスト計算が違ってきていると考えられるわけです。

もう一つ、強制的な武装解除を最終手段とする

不拡散戦略の限界を認識せざるをえなくなった背景には、「不拡散体制の正当性の低下」があったと考えられます。アメリカは90年代以降、不拡散体制の実効性を高めるために軍事力行使も厭わないという姿勢でやってきたわけですが、半ば当然の帰結として、それに対する反発とか、嫌悪感がだんだんと露呈してくる。具体的にイラクに対してどう対応するのかということになると、総論では「核を持たせたくない」、つまり不拡散を支持しながら、そのために武力を行使するかということになると、皆、不拡散だけで物事を考えているわけではないですが、なかなか意見が合わない。そして、実際に武力を行使する場合には反発が起こる。アメリカがそういう方向に持ってきたことの半ば当然の帰結として「不拡散体制」に対する支持が低下してきたわけです。

不拡散体制の実効性を向上させる必要性は国際社会でも広く認められています。これを総論として話している限りは、決して反対する国はありません。ただアメリカのようなやり方に対しては根強い不満があって、それが大きくなってきている。これは、昨年5月のNPTの再検討会議が、ほとんど実質的成果なく終わったことにも示されています。そして、支持が低下しているということは、いかなる政策にもコストがかかるわけですが、コストについても当然、これを広く共有することができないということを意味します。バーデン・シェアリングが難しくなるわけです。その難しさは、安保理決議をめぐる国際社会の分裂が、イラク戦争前から、かなり顕著になっていたわけですが、その後のイラクの戦後復興政策や、北朝鮮・イラン問題をめぐって安保理決議一つ簡単には採択できないということにも示されています。その過程で改めてバーデン・シェアリングの難しさが認識されたと言えます。安保理決議も採択できない状態で、仮に武力を行使したところで、結果的には、膨大なコストを広く負担してもらえないという状況が生じてしまう。それはイラク戦争で示され、その後も何かにつけて確認されてきたと考えら

れます。要するに、ソフト・パワーというものを伴わないと、パワーを行使するコストはそれだけ高くなってしまい、そして、コストが高いために、より実行が難しくなるということが、不拡散戦略においても顕著に見られるようになってきていると言えます。

そうであるとすれば、2002年を通してイラクという特定国を想定して、やたらと強調されてきた先制攻撃オプション、つまりは「ブッシュ・ドクトリン」と、先制攻撃の脅しを背景とする不拡散戦略の限界というものが見えてきたということなろうかと思えます。ブッシュ・ドクトリンの実効性と、威嚇としての有用性がイラク戦争後、だんだんと低下していき、その低下が、より深刻なものとして認識されていったと言えるでしょう。それは、多国間枠組みというものを重視せざるをえないという形で表れてきているように思います。

無論、多国間枠組みと言ってもいろいろな性格のものがあって、「これは国際社会が望む多国間枠組みではなく、アメリカが好む有志連合にすぎない」などと言われることもあります。イラク戦争後は、かなりの程度、諸国家と協力・協調して不拡散の強化を図るという傾向が顕著になっています。2003年5月のPSI、「拡散安全保障イニシアティブ」は、出てきた当時は、イラク戦争の延長線上にある、つまり船を見つけたら皆ですぐに武力を行使するのではないかと、極端に言えば、そのような枠組みではないのかという懸念もありましたが、今日ではもっと地道な活動として展開されています。そこには一定の駆け引きもあったのですが、2003年9月の拡散阻止原則宣言によって既存の国際法を尊重して行う活動であると規定され、減多やたらと公海上で軍事行動を行うものではないということが確認されています。アメリカは当初、「海洋法を変える」とまで言っていましたが、それもやはり難しいわけで、かなり地道な活動になっているのです。コア・グループの数も多少増えていますが、「組織ではない」というのがアメリカの決まり文句で「加盟国」ではなく「協力国」という言い方をしていますが、そ

れも含めると60～70カ国にまで増えている。かなり多くの国が関与する協調的な枠組みになっているということが言えるのではないかと思います。

次に、イラク戦争後の不拡散政策の変化を示す重要な動きとして上げられるのが、2004年4月のブッシュ提案、「7項目提案」です。これはいろいろな分析が可能だと思いますが、その後の「国連安保理決議1540」とのつながりを考えると、非国家主体・テロ組織への拡散、そして、それを媒介とする拡散を、いかに防ぐかということに強調点をおいていたと言えるでしょう。国家主体による、これを媒介とする拡散について言っていることもあります、かなり非国家主体の方に注目している。日本では7項目提案の中では4番目の「濃縮・再処理を特定国に制限する」という提案が、日本の核燃料サイクルの確立がこれにより妨げられるのではないかという懸念もあって注目されました。2003年10月には、IAEA事務局長エルバラダイの「濃縮・再処理を多国間枠組みで行う」という提案があり、その後、議論されてきているわけですが、そのこともあって、ブッシュ提案についても4番目を取り沙汰された印象がありますが、1、2番目がかなり重要だったのではないかと思います。PSIに関しても、国家間の枠組みとしてやっていくのはもちろんですが、これに実効性を持たせるために各国に国内法の整備を促していくというのは、WMD拡散の「犯罪化」「違法化」、国内法的な意味での違法化を図り、非国家主体レベルでの拡散を防ぐという意図があるわけです。

2004年4月の国連安保理決議1540は、ブッシュ提案の2番目に「WMD不拡散決議を早急に採択し」とありますが、まさにこれが実現されたものです。この決議では、「WMD及び運搬手段の拡散が国際平和と安全に対する脅威である」ことを確認し、「安保理が国連憲章第7章のもとで行動する」ということを前文で明記しています。

そのことを明記した上で、「WMDおよび運搬手段の開発・取得・使用などを企てる非国家主体を

支援しないこと」、また「非国家主体自身が、そうした活動に従事することや、その支援を禁じる国内法を整備し、拡散を防止する国内管理を確立するために必要な措置を採用・実施すること」を義務付けています。1540に関しては、これを履行するための委員会もでき、適宜加盟国から報告を受けることになっています。このように各国家が非国家レベルにおける拡散というものを違法化し、取り締まりを強化していくということが、一応、国連加盟国に対する義務として課されたわけです。大きな意味を持つ決議であったと思います。

その後アメリカは、「グローバル脅威削減イニシアティブ(GTRI)」を打ち出します。旧ソ連からの核流出に対してアメリカは90年代はじめて「CTR」、「協調的脅威削減」プログラムで対応してきましたが、GTRIは濃縮・再処理を規制しようとする動きと関係しています。ロシアから何らかの形で外に出ていった高濃縮ウランや使用済み燃料、さらに時間がかかると言われていますが、アメリカから出ていった使用済み燃料を回収するということです。これはどこまでできるかわかりませんが、それによって軍事転用やテロに活用される可能性を、さらに低めようというものです。アメリカ起源のものも重要でしょうが、明らかに重点はロシアから出ていったものの回収・安全確保にあると思います。

2005年7月の「核物質防護条約」の改正は、クリントン政権の時から提案されていたことですが、これまで国際輸送に限られていた防護の対象を国内に拡大するというものです。やはり国内で、主に非国家主体による略奪やテロへの活用を防ごうというわけです。アメリカはこの条約改正を主導し、各国に調印・批准を促してきました。

イラク戦争後の不拡散政策の強調点を簡単にまとめると、WMD拡散の「違法化」「犯罪化」、これを国内法的な意味で徹底していく。従来のNPT体制では、国家間での一定の行為は禁止されていたわけですが、国内で行われる、個人間で行われる場

合は厳しい取り締まりが徹底されておらず、各国の政府任せになっているところがあったわけです。そこを強化することが、かなり重点的に進められたと言えるでしょう。つまり非国家主体への拡散、これを介した拡散への対抗・防止を強化することに重点がおかれたのです。

さらに今年に入って、「QDR」や「NSS」の2006年版が出されました。これを読むとイランが強調されていて、あたかも2002年、あらゆる文書がイラクを強調したのと似ているようにも見えますが、全体として明らかに武力行使、先制攻撃ドクトリンが後退していると言えます。NSS2006については、あるアメリカの有名な国際政治学者が「ブッシュ政権はもはや新保守主義ではない。現実政権である」とまで評するような変化をしていますし、QDRについてもかなりのトーンダウンが見られます。

これは、そもそもさほど難しい話ではなく、先制行動であればともかく、先制攻撃の威嚇はテロ組織など非国家主体に対してまず意味を持たないということが背景にあったと言えます。ブッシュ政権はテロの脅威をブッシュ・ドクトリンの根拠として強調してきましたが、これが「先制攻撃」ドクトリンであるとするれば、国家主体、ならず者国家を対象したものであって、これを抑止する一つの方法になりうることは理解できるわけですが、テロ組織に対してはさほど効果のある抑止戦略になるとは到底思えないわけです。ある種の矛盾というものを「ならず者国家」とテロ組織とを密接に結びつけることによって、覆い隠してきた部分があったのだと思います。ならず者国家を抑止する戦略なのに、それを正当化するためにテロ行為を強調する、その結果、ならず者国家もテロも抑止できているような印象を与えるというのがブッシュ・ドクトリンの一つの特徴で、かつそこに弱点があった。その弱点を補うために「ならず者国家」「WMD」「テロ」というものを意図的に関連づけてきたというところあったと言えます。

しかし先制攻撃オプションの可能性は、そもそも

イラク戦争以後、低下している。その中で、2004年2月、それ以前からいろいろあったわけですが、パキスタンのカーンのネットワークが露呈し、WMD拡散への非国家主体の密接な関与が、より強く懸念されるに至ったわけです。そのような状況の中で、テロとならず者国家をむりやり結びつけて、先制攻撃の脅しを振りかざしても、あまり意味がないということが、より強く認識されることになっていったと考えられます。少なくともWMD不拡散戦略としては、ならず者国家への拡散とテロ組織への拡散、その拡散における国家の関与とテロ組織の関与とをより厳密に区別し、それぞれにふさわしい対応が必要になっている。もちろんアメリカもそれだけでやってきたわけではないのですが、決して両者を一まとめにして先制攻撃の脅しをかけるだけでは足りない、より地道な政策の実施が必要であるという認識が強まっていった。それがWMD拡散の「違法化」「犯罪化」、国内実施の強化を重視する姿勢となって、特にイラク戦争後に顕著に表れてきたと言えるのではないかと思います。

これを、アメリカの戦略の「イラク戦争後の変調」と言っているのは、強制・強要の側面を強化するという方向性自体が変わったとは考えていないからです。武力行使という最終手段が容易には使えない中で、ある種の微修正、あくまでも大きな趨勢の中での変調が起きたと思われるのです。

イランの核開発問題

そうしたある種の限界というものが見えてきた中で、長期化してきたのがイランの核開発問題であり、北朝鮮の問題であると言えます。イラン問題の経緯に関しては年表に付してあります。今回の問題は2002年8月の国民抵抗評議会、反体制組織のリークから浮上してきた問題が、一時的に状況がよくなることはあったものの、結局、今日まで続いているということだろうと思います。一時的に状況がよくなったのは、2003年10月、2004年11月、特に2004

年11月のパリ合意はかなり重要な進展と考えられていたわけですが、それが2005年夏から再びおかしくなって、ある種の季節風のようなもの、つまり夏に悪くなって秋に合意するというパターンになるのかと思っていましたら、昨年はまとまらず、今日まで至っているという状況かと思えます。

アメリカはこれに対して基本的にはEU3、ドイツ、フランス、イギリスの交渉に主に委ねる、最近ロシアの説得にある程度依存する、またIAEAの査察調査に委ねるということで、イランとの直接交渉を回避してきました。濃縮・再処理をイランに対しては一切認めないということについては、アメリカは一貫した立場をとってきています。また武力行使オプションですが、一応、外交交渉による解決を優先しながら、他方でプッシュ政権は武力行使オプションを放棄しない旨を、たびたび表明してきました。客観的に見れば、それが難しい状況にあることは間違いないわけですが、国内には根強い「武力行使支持論」も存在しており、たとえば「低威力核兵器というものをミサイルに搭載して使うオプションがイランには有用である」という議論まで出てくる。かなり強硬な武力行使支持論も存在している。それだけアメリカ国内に苛立ちが強いということなのだろうと思います。一方で、反対論も根強くあるわけです。

武力行使の支持論には、バリエーションがありますが、限定的な武力行使、つまりイラク戦争のように政権転覆をめざして大規模な武力行使をするのではなく、外科手術的爆撃、核施設・関連施設を爆撃するというような限定的な武力行使支持論が一般的です。ただ、かつてイスラエルがイラクのオシラク炉を爆撃したことがあります、それはイラン・イラク戦争中に1カ所を爆撃したということですが、それに比べるとイランの場合、主な核施設だけでもかなり散っており、そう簡単には爆撃できない。地下施設も多いといった、北朝鮮にも似たような話がありますが、爆撃しても完全には破壊できない。だから低威力核兵器みたいな話まで出てくるわけ

です。「難しい」「危険だ」という反対論、慎重論も当然に出てくるわけです。

一時、イスラエルによる武力行使の可能性が報道のレベルでは取りざたされました。今年春くらいに顕著でしたが、ここ何カ月かパレスチナとの関係がきわめて悪化し、またレバノンに対する本格的な武力行使事態になってしまいましたので、イスラエルによる対イラン武力行使の可能性はほぼ消滅していると言っていい。イスラエルで政権交代があった時も、報道は加熱しましたが、首相は相当ネガティブな姿勢でしたので、もともと可能性がどれだけあったかわからないのですが、ますますその可能性は低くなっている。そうするとアメリカ、イスラエルいずれかによる最終手段の可能性がかなり低下した状況の中で、交渉を強いられている、その是非はともかく、そういう状況にあると言えるのではないかと思います。

そもそもアメリカの懸念は何か。言うまでもないことですが、イランに対するアメリカの懸念は大きく核開発、テロ支援、ハマス支援を分けて論じる向きが強いようです。人権問題、非民主的体制ということもよく言われるようです。核開発については、これはアメリカだけではないと思いますが、誰も単なる平和利用だと思っていない。いくらイランがそう言っても、信じない。核兵器開発であることは前提になっているように思います。少なくともアメリカはそう思っているの、一貫して「濃縮・再処理は不可」となる。濃縮・再処理は、本来きちんと届け出てIAEAの査察を受けながらやるのであれば、NPT加盟国の権利なわけです。イランもそう言っています。北朝鮮の場合と若干似ているところがありますが、本来認められているものもやめさせようという交渉ですから、大変なことになるのは当然と言えば当然なのです。しかし、濃縮・再処理を自前でやらせてしまえば、平和利用に限定され続ける可能性は低下します。そうした状況でイランが核保有をすれば、地域の安定を阻害する、テロ支援、ハマス支

援もエスカレートするという懸念も見られます。また核保有が、テロ支援、ハマス支援もそうですが、人権問題、非民主的な体制に関して、アメリカが口を出すことをより困難にするという可能性も、一部では懸念されているようです。

同時に、核開発の脅威性を増大させているものが運搬手段の強化で、イランはミサイル戦力を漸進的に強化してきています。ミサイルの開発、シャハブ3号、4号と呼ばれるものが、かなり深刻な懸念材料になってきている。特にイスラエルがイランのミサイルの射程に入った、入りつつあるとすれば、イラスラルにとってイランの核保有は、より容認しがたいものになる。資料にあるように、シャハブ3号でイスラエルは射程内に入ってしまうわけですが、これをさらに伸ばすとトルコも一部入ってくる。4号については、イランは量産可能だといっていますが、いろいろわからないところがあるようです。いずれにせよ、イラスラエルは射程内に入っている可能性が高いですから、余計に核保有は許しがたい。弾頭には生物・化学兵器も考えられるわけですが、イランはNPTとともに、CWC、BWC、「化学兵器禁止条約」「生物兵器禁止条約」に加盟しており、CWCに加盟した時には施設をかなり開放し、査察を受けていたり、持っていないのではないとも言われています。アメリカは「イランは生物・化学兵器を開発している、保有している」と強く主張していますが、一方で最近、アメリカ自身がイラクの大量破壊兵器開発がなかったということもあって、情報能力の見直しを進め、その過程でイランに対する情報能力が実は低いことを、政府が認めるようになってきているところもあります。生物・化学兵器については何とも言えませんが、地域的な戦力バランスとの関係でも核保有は容認しがたいと言えるでしょう。

また、イラン革命後の国交断絶という歴史的経緯もあって、アメリカはイラン問題に対して強硬な姿勢を取り続けてきたと言っていいと思いますが、この1年くらい、若干、その姿勢が変化してきている

ようにも見受けられます。年表にもある通り、2005年3月頃から、以前は批判することも多かったEU3による対イラン交渉への支持を明確に打ち出すようになり、EU3、ロシアが一定のアメを提示することも認めるようになってきているところがあります。今年になって特に6カ国外相会議、6カ国会議の形で、依然として間接的にはありますが、イラン問題の外交的解決に向けた取り組みに対する関与の度合いを増していることは間違いないと言えるでしょう。

これは武力行使オプションの可能性、有用性がともに低下したことを背景として、強硬姿勢をとるだけでは意味がない、逆効果になるということを認識してきているということではないかと思います。非軍事的な制裁ですら、原油価格が高騰している中で、さらに実行しにくくなっているということも一つの背景になっているでしょうし、強硬姿勢一辺倒では、イラク、アフガンでのテロ支援、ハマス支援を却ってエスカレートさせるのではないかという認識も出てきているように思います。

是非はともかくとして、ある種の現実主義・リアリズムに傾いてきている。それはアメリカの戦略の手詰まりを反映していると思います。イランがこれに付け込んでいるとすれば、アメリカの現実主義化は必ずしも賢明ではないということになるかもしれません。他方、イランにとってはアメリカの姿勢はまだまだ強硬すぎて、「これでは譲歩などできない」という可能性もあります。しかし今日、安保理で制裁決議が採択される可能性が高くなってきているにもかかわらず、イランが6月に提示された「包括的見返り案」を拒否し続けることがあれば、アメリカ国内では「まだ譲歩が足りない」という認識よりも、「より厳しい姿勢が必要だ」という方向にいくのではないかと思います。そうした意味で、そもそもアメリカの現実主義化は限定的なものにすぎず、まだ確立された方向性でも何でもない。イランの対応次第では反転する可能性はまだ十分にある状況なのではないかと思います。

米印原子力協力とイラン問題

ここで、「拡散問題をめぐる国際政治学」というものに言及したいと思います。拡散についても、拡散ペシズムとか拡散プラグマティズム、拡散デターミニズムといった議論がありまして、そうした中で拡散ネットワークというものについて、ある種の理論的な研究が出てきています。そこでは、5大国、NSG（原子力供給国グループ）、つまり主に先進国及び一部の旧社会主義国ですが、これが第一層と言われ、従来、不拡散はここから技術が漏れないようにするということがあったわけですが、これが近年、発展途上国世界、第二層の中での拡散、second-tierでの拡散に変化してきているということが指摘されています。ならず者国家とか非国家主体など第二層における拡散ネットワークが形成されてしまっている。そうだとすれば、すでに持っているものから出させないという従来の不拡散の枠組みでは十分に対処できないという議論が出てきたわけです。この議論は、デターミニズム、つまり「拡散は不可避である」という話になりやすいのですが、同じネットワークでもネットワークの形によって拡散防止の容易さは異なるという議論も出てきました。ネットワークの類型を考えてみますと、輪、星、徒党という形が考えられる。星型ネットワークの場合、真ん中にある、どの国ともつながっているハブが重要であって、ここに集中して対処すれば決して拡散を防げないわけではないという議論です。そして、現実の拡散ネットワークはかなりの程度、パキスタンをハブとする星型であると論じられています。イラク戦争後の不拡散戦略は移転阻止、拡散の違法化など、いかにしてネットワークを遮断するかということに、こうした議論を意識しているかどうかは別として、力点をおいてきた。十分か、不十分かという問題はありますが、イラク戦争後の変化は、既存の不拡散体制の限界を踏まえて、その改善・強化にある程度寄与する方向で進められてきていると評価できるのだと思います。

しかし一部では「アメリカの現実主義化」と評されながらも、必ずしも不拡散に寄与しないかもしれない政策が、このところ話題になっていまして、しかもこれはイラン問題にも深い関係を持っています。それが「米印原子力協力」の問題です。これは、昨年7月、今年3月の米印首脳会議で原子力協力を米印協力の一環として行っていくことを確認したものです。NPT非加盟国に対する原子力協力というのは前代未聞で、アメリカ国内法の改正、原子力供給グループの承認、ルール改正も必要になってくる。一時アメリカ国内法の改正も難しいのではないかなと言われましたが、今はかなり改正が現実味を帯びてきている。NSGは5月には一旦、議論を先延ばしにしましたが、こちらも多分、認めることになるだろうと思います。

米印協力にはさまざまな実益もあります。インドの石油消費がどんどん増大してくる。原子力開発への協力によってその石油消費を抑制することは、高騰する石油価格を抑えることにつながる。安全保障面では、米印関係の強化が中国に対する牽制になるという見方もあります。不拡散の面でも、インドとイランの石油をめぐる関係は深く、インドの対イラン石油依存度を低下させ、イラン問題でインドに共同歩調を促せるというような実益があると考えられています。イランは大量の精製石油をインドに依存している。イランがインドから精製石油を輸入しているわけです。そのため、アメリカとしてはインドを味方につければ、石油との関係で難しいと言われる対イラン経済制裁を発動しやすくなるとも言われるわけです。しかしインド・イラン関係の相互依存性を踏まえたと、短・中期的には米印原子力協力によって対イラン制裁が容易になる度合いは、さほど大きくないのではないかと思います。協力に合意できたからといって、すぐに原子力発電ができるわけではなく、インドにとってはこれまで通りイランからの石油は重要です。他から輸入できても、イランの石油輸出が止まれば、それは国際経済に大きなインパクトを与えるこ

とになるでしょう。やはり、経済制裁がそう容易になることはないように思います。

またブッシュ政権は米印協力の正当化事由の一つとして、インドが不拡散に協力的であったことを挙げています。これは、インドに民生用の原子力技術を与えるという原子力協力が危険ではないということの根拠にはなるでしょうが、不拡散体制をより一層強化できるという根拠にはならないように思えます。拡散ネットワークが星型で、そのハブがパキスタンであるとすれば、不拡散体制に取り込むことで、体制全体を強化できる可能性が高いのは、そうすべきなのは、インドではなく、米印協力との関係で、かなり露骨に差別的な扱いを受けることになったパキスタンであると論理的にはなるはずなのです。しかし、パキスタンはこれまで拡散を促してきたのだから、協力できないとアメリカから言われたわけです。だからといって、反発したパキスタンが拡散に走るとは考えがたいのですが、より明らかなのは、米印協力が核不拡散体制を強化することよりも、それが新たな二重基準を核不拡散体制に持ち込むことになるということだと思います。ただし二重基準だから悪いと言うつもりはありません。米印協力は外交・安全保障戦略の一環として見た場合、リスクやコストもあるわけですが、それなりに賢明な政策だと評価することは可能だと思います。

WMD不拡散戦略は、そうしたより大きな外交・安全保障戦略の一環であるわけですから、WMD不拡散体制の正当性がある程度低下するというコストが出るのはやむをえないという判断もできると思います。したがって、米印協力がイラン問題にプラスの影響を及ぼすと楽観するのは難しいとしても、単純に負の影響しかないと論じることも賢明ではないと思います。もしイランが主に国威発揚とか大国としての地位を確保するという動機から核開発を進めているのであれば、インドを例外的に核保有国として容認する米印協力の負の影響は、より大きくなると論理的に言えるわけですが、イランの動機が「安全保障」にあるのだとすれば、必ずしもその限りではないということになるわけです。

イランの動機については、いろいろ意見が分かれるところですし、この問題がどちらに転ぶかはわかりません。ただ、単純な議論は禁物なのだろうということだけは申し述べておきたいと思います。



「米国のグローバル戦略と一神教世界」研究会 2006年7月22日

米国の大量破壊兵器不拡散戦略とイランの核開発問題

石川 卓(東洋英和女学院大学)

1. 冷戦終結後の米国のWMD不拡散戦略

(1) 脅威認識の変化

- ・「ならず者国家」(rogue state) 脅威論 ← 湾岸戦争、北朝鮮核危機
- ・旧ソ連からの「核流出」(nuclear leakage) の懸念

(2) 不拡散政策・不拡散レジームの変容

表1. ブッシュ(父)政権期の主な動き

91年1月	戦略防衛構想(SDI)を限定的攻撃に対するグローバル防衛(GPALS)に縮小
91年5月	米政府、化学兵器禁止条約(CWC)早期妥結の意向表明 → 93年1月署名
91年11月	ソ連核脅威削減(ナンニルーガー)法成立 → 協調的脅威削減(CTR)計画に発展
92年4月	原子力供給国グループ(NSG)ロンドン・ガイドライン改訂 ¹⁾
92年7月	ミサイル技術管理レジーム(MTCR)ガイドライン改訂に合意

表2. クリントン政権期の主な動き

93年5月	弾道ミサイル防衛(BMD)計画の再編＝戦域ミサイル防衛(TMD)イニシアチブ
93年9月	『ボトムアップ・レビュー』発表 → 「新たな危険」の筆頭にWMD拡散 クリントン国連総会演説 → カットオフ条約交渉開始など不拡散体制強化を提案
93年12月	拡散対抗イニシアチブ(CPI) ²⁾
93年12月	IAEA「93+2計画」始動 ³⁾ → 97年9月「追加議定書」
94年1月	ジュネーブ軍縮会議(CD)で包括的核実験禁止条約(CTBT)交渉開始 クリントンは96年9月までの交渉妥結を提案 ⁴⁾ → 96年9月国連総会で採択
94年9月	生物兵器禁止条約(BWC)検証議定書作成で合意 クリントンが提案 → 議会圧力により次第に消極化
94年10月	米朝枠組み合意
95年4～5月	核不拡散条約(NPT)再検討・延長会議 → 米国主導で無期限延長を決定
97年4月	化学兵器禁止条約(CWC)発効 クリントン政権は共和党指導部とも協力し、97年4月に批准を確保
98年8月	米軍がスーダンの「化学兵器工場」とアフガニスタンの「テロ訓練施設」を空爆
98年12月	米英軍がイラクを空爆
その他	・本土ミサイル防衛(NMD)への漸進的積極化 → 「3+3計画」(96年～) ⁵⁾ ・CTRの拡充 → G8グローバル・パートナーシップ(G8GP、2002年～) ・核物質防護条約の見直し開始を提唱 ・弾道ミサイルの拡散に立ち向かうための国際行動規範(ICOC)交渉開始 → 2002年11月、ハーグ行動規範(HCOC)として採択

- ・拡散対抗(counterproliferation) → ミサイル防衛に象徴される軍事的手段の偏重
- ・多国間枠組みによる「違法性」の明確化 = 軍事力行使の「正当性」の確保
⇒ 不拡散体制の強制・強要的な性格を強化

2. G・W・ブッシュ政権によるエスカレーション

表3. G・W・ブッシュ政権期の主な動き

01年5月	ブッシュ国防大学演説 ⁶⁾ ・国民を人質として攻撃力をつき合わせた抑止態勢、相互確証破壊(MAD)を脱し、攻撃力と防御力の組み合わせによる新しい抑止態勢の構築を提唱(新戦略枠組み) ・戦域・本土を区別しないミサイル防衛(MD)の積極的推進、大規模展開を主張 ・対露・同盟国協議、ブースト段階迎撃(BPI)の強調など、一定の対外的配慮 ⁷⁾
01年7月	BWC検証議定書調印拒否 ← 米国の安全保障・商業的利益を害する恐れ
01年9月	「4年期国防見直し」(QDR) ⁸⁾ ・WMD拡散の脅威、テロ組織へのWMD拡散の脅威を強調 ・特定の脅威主体を想定しない「能力ベース・アプローチ」を提示
01年11月	CTBT発効促進会議ボイコット
01年12月	ABM条約脱退通告 ⁹⁾ → 際限なきMD開発を可能に
02年1月	ミサイル防衛政策の再編 ・弾道ミサイル防衛機構(BMDO)からミサイル防衛庁(MDA)への格上げ ・早期配備開始および漸進的拡大を前提とした「ブロック・アプローチ」を前面に ¹⁰⁾
02年1月	「核態勢見直し」(NPR) ¹¹⁾ ・攻撃力・防御力・柔軟な防衛インフラから成る「新トライアド」を提唱 ¹²⁾ ・WMDを保有した「ならず者国家」およびテロ組織の脅威を強調
02年1月	「悪の枢軸」演説(2002年1月) ¹³⁾
02年6月	ブッシュのウェストポイント演説 ¹⁴⁾ → 先制攻撃ドクトリン
02年9月	「米国の国家安全保障戦略」 ¹⁵⁾ → 先制攻撃ドクトリンを成文化 ・①プロアクティブな拡散対抗、②拡散防止強化、③効果的な結果管理
02年12月	「大量破壊兵器に対抗するための国家戦略」 ¹⁶⁾ 【資料参照】
02年12月	国家安全保障大統領指令23号(NSPD-23) → MD配備決定 ・Block 04では多層防衛能力を実証するための限定的配備と開発を並行
03年1月	MTCRガイドライン改訂 ・テロ組織への移転阻止策強化 → 03年9月、キャッチ・オール規制の追加
03年3月～	イラク戦争

- ・9・11以降のテロ対策面での「多国間協調」とWMD不拡散での「単独行動主義」への傾斜
「対テロ」での国際社会の結束を利用した「単独行動主義」 ex. ABM条約脱退
- ・従前からの強制・強要の側面を強化するという傾向にさらに拍車
テロ組織とWMDの繋がり、特にならず者国家を媒介とした繋がりをより強く意識
- ・「到達点」としてのイラク戦争
不拡散規範を強制・強要するための軍事態勢を活用した一方的武装解除の実践
- ・多国間枠組みの有用性に対する再評価
手段としての多国間協調

3. イラク戦争後の変調

(1) イラク戦争の両義的な影響

- ・不拡散効果 → リビアのWMD・ミサイル開発放棄決定(03年12月)
- ・強制的な武装解除という不拡散政策もしくは拡散対抗政策の限界
- 武力行使後のコストの大きさ ex. 米軍の大規模なイラク駐留の長期化
- 不拡散体制の正当性低下 = 米国の実効性偏重のなかば当然の帰結 → 負担共有が困難に
⇒ 先制攻撃オプションの実効性・有用性低下 → 多国間枠組みのさらなる重視

(2) イラク戦争後の不拡散政策

- ・「拡散安全保障イニシアチブ」(PSI)発表[2003年5月]
WMD・ミサイルの移転阻止を目的とする有志連合的な枠組み、急速に発展・拡大
- 第4回会合で「拡散阻止原則宣言」を採択[03年9月]¹⁷⁾
- ・ブッシュの7項目提案[2004年2月]¹⁸⁾

- ①移転・輸送の取り締まりから、拡散を進めるネットワークの拠点を閉鎖し、物資を押収・凍結するなど、法執行の分野におけるより直接的な行動へとPSIを強化・拡大する。
- ②安保理によるWMD不拡散決議を早急に採択し、WMD拡散を「犯罪化」し、輸出管理を厳格化し、国境内の関連物質の保護を強化するよう、各国に国内法の整備・強化を促す。
- ③旧ソ連諸国を対象とするG8グローバル・パートナーシップを強化し、対象をイラクやリビアなど他の国にも拡大する。他の諸国の協力も要請。
- ④濃縮・再処理の放棄を燃料供給の条件にし、NSG40カ国は、フル・スケールで稼働中の濃縮・再処理施設をすでに保有している国以外に濃縮・再処理技術を輸出しない¹⁹⁾。
- ⑤2005年末までに、IAEAの追加議定書調印を、平和的利用に必要な機材・機器の輸入条件にする。
- ⑥保障措置と検証問題に特化した特別委員会を、IAEA理事会の下に設置する。
- ⑦不拡散義務に違反した国、その調査を受けている国のIAEA理事会における権限を停止する。

- ・国連安保理決議1540号[2004年4月]²⁰⁾

WMDおよび運搬手段の拡散が、国際平和と安全に対する脅威であることを確認
「国連憲章第7章の下で行動する」ことを明記

- ①WMD・運搬手段の開発・取得・使用などを企てる非国家主体を支援しないこと、
- ②非国家主体がそうした活動に従事することや、その支援を禁じる国内法を整備し、拡散を防止する国内管理を確立するために必要な措置を採用・実施すること、などを決定

- ・グローバル脅威削減イニシアチブ(GTRI)[2004年5月]

05年末までにロシア起源のHEU
10年までにロシア／ソ連起源の使用済燃料
今後10年内に米国起源の使用済燃料

- ・核物質防護条約改正[2005年7月]

対象を国際輸送から国内にも拡大、米国は各国に調印・批准を促す
⇒ WMD拡散の「違法化」「犯罪化」
NPT体制に欠けていたとされる「国内実施」の側面を補完²¹⁾

- ・『4年期国防見直し』(2006 QDR)[2006年2月]²²⁾
北朝鮮とともにイランの核開発に対する懸念を強調
- ・『米国の国家安全保障戦略』(2006 NSS)[2006年3月]²³⁾
イランを核拡散に関する最大の脅威として強調
⇒ 先制攻撃ドクトリンの後退がより明確に

4. イランの核開発問題と米国

(1) イラン問題の経緯 【資料参照】

- ・2002年8月以降継続
改善(03年10月、04年11月)は常に一時的
- ・米国は、基本的にEU3の交渉、ロシアの説得、IAEAの査察に対応を委ね、直接交渉を回避
濃縮・再処理は認めないという立場を維持
- ・武力行使オプション
ブッシュ政権は武力行使オプションを放棄しないことを繰り返し表明
国内には根強い支持論も存在 ex. 低威力核兵器搭載ICBMによる抑止の支持論²⁴⁾
イラク戦争型ではなく限定的武力行使支持論が多い
一時、イスラエルによる武力行使の可能性も盛んに論じられたが、可能性はほぼ消滅?
⇒ 最終手段の可能性が低下した中での交渉

(2) 米国の懸念

- ・イランに対する懸念
①核開発、②テロ支援(イラク、アフガン)、③ハマス支援、④人権問題・非民主的体制
- ・核開発の問題点
平和利用ではないという前提 → 濃縮・再処理も不可
核兵器保有は地域の安定を阻害する、テロ支援・ハマス支援などもエスカレート(?)
- ・運搬手段の強化
ミサイル戦力の強化 → 核保有の軍事的な意義を倍増 【資料参照】

イランの主要なミサイル

ミサイル	保有量	射程	積載量	CEP ²⁵⁾	備考
M-11 (中国のCSS-7)	30-50	280km	800kg	600m	中国から購入したといわれる
シャハブ1号 (スカッドBの改良型)	200-300	450km	985kg	450m	
シャハブ2号 (スカッドCの改良型)	100-150	500km	700kg	50m	
シャハブ3号 (ノドン改良型)	25-100	1300km	700kg	190m	98年7月以降実験を断続的に実施。05年には固体燃料型の実験に成功と発表
シャハブ3号 (シャハブ3号の改良型)	?	2000km	1000kg	?	04年の実験成功後、量産可能と発表
X-55巡航ミサイル	12?	3000km		150m	ウクライナから購入したといわれる

出典: Kenneth Katzman, "Iran: U.S. Concerns and Policy Responses," *CRS Report for Congress*, June 21, 2006, pp.18-20; Andrew Feickert, "Iran's Ballistic Missile Capabilities," *CRS Report for Congress*, August 23, 2004, pp.1-5などを参考に作成。

(3) 米国の現実主義化？

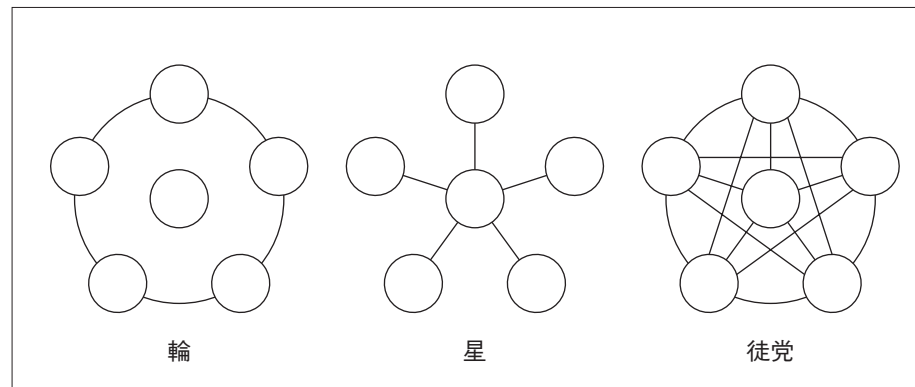
- ・米国の間接的関与の拡大
2005年3月以降、EU3の交渉への支持をより明確に示し、一定の「アメ」の提示も認める
「6カ国協議」という形で、間接的ながら外交的解決に向けた関与の度合いを拡大
- ・強硬姿勢の逆効果を認識？
武力行使オプションの可能性・有用性低下
非軍事的制裁のコスト ← 原油価格の高騰を背景
強硬姿勢一辺倒では、テロ支援・ハマス支援をエスカレートさせる？
- ・つけこまれているのか、まだ強硬すぎるのか？
「現実主義化」の是非と今後を左右

結

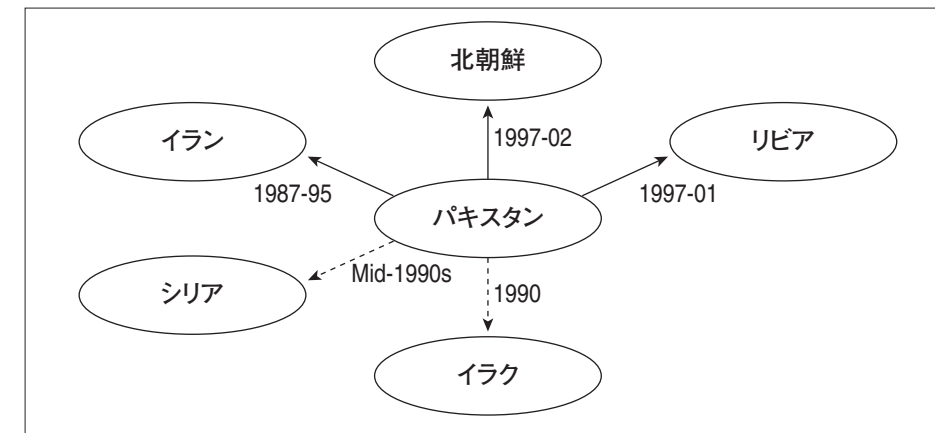
(1) 拡散ネットワーク

- ・5大国・NSG諸国(第1層)からの拡散から、第2層(second-tier)での拡散へ²⁶⁾
「ならず者国家」や非国家主体など第2層における拡散ネットワークの形成
従来の不拡散体制では拡散阻止は困難？
- ・ネットワークの諸類型²⁷⁾
星型ネットワークにおける「ハブ」への集中
- ・イラク戦争後の不拡散戦略
移転阻止・拡散の違法化などにより、ネットワークの遮断に力点

拡散ネットワークの類型



星型の核拡散ネットワーク



(2) 逆行する米印原子力協力？

- ・2005年7月、06年3月の首脳会議で原子力協力の推進を確認
米国内法の改正、NSGの承認を必要とする
様々な実益を優先する「現実主義」的な外交だとしても、「不拡散政策」として妥当か？
- ・イラン問題への影響
新たな「二重基準」による負の影響？
イランの核開発の動機によっても左右され得る

- 1) NSGは、1974年のインドの核実験を契機に、米ソを含む原子力技術保有国により形成された輸出管理の枠組みで、78年の「ロンドン・ガイドライン」(INFCIRC/254)は、輸出管理の対象などを規定したもの。92年の改訂により、IAEAとの包括的保障協定の締結が原子力関連資機材の供給条件とされ、汎用資機材・技術の輸出管理に関するガイドライン・パート2(INFCIRC/254/Part2)も合意された。
- 2) CPIは、WMDおよびミサイルの拡散を所与の事実として、これに対処すべく、不拡散政策の強化、攻撃・積極的防御・消極的防御能力・WMD環境での戦闘管理能力の強化を進めるというもの。
- 3) 93+2計画は、加盟国から提供される情報の質・量の拡充を図るなど保障措置を強化するとともに、非核兵器国の要請もあり効率化を図るものであり、クリントン政権の積極的な支援を受けながら進められた。現行の保障措置協定の枠内での強化をめざした第1部と、IAEAに新たな権限を付与することをめざした第2部とに分かれ、第1部は1996年から実施に移され、第2部では1997年に現行の保障措置協定に対する「モデル追加議定書」(INFCIRC/540)が採択された。
- 4) 1996年9月、米国議会が設定した核実験モラトリアムの期限であった。
- 5) 「3+3計画」は、3年間研究開発を進めた後、配備の是非を判断し、配備を決定した場合、その後3年間で配備を進めるというもの。クリントン政権は、NMDの早期配備を求める議会の共和党勢力に対する一種の妥協策として打ち出したが、結局、2000年9月、クリントンは配備決定を次期政権に委ねることを発表した。
- 6) “Remarks by the President to Students and Faculty at National Defense University,” May 1,



2001.

7) BPIは、露中の大陸内部から発射される大陸間弾道ミサイル(ICBM)を迎撃できないため、ロシアや中国の理解が得られやすいと考えられている。但し、BPIは技術的にはより先進的なシステムであり、実際には終末(ターミナル)段階、飛翔中間(ミッドコース)段階で迎撃するシステムの配備計画が先行している。

8) The Department of Defense, Quadrennial Defense Review Report, September 30, 2001.

9) ABM条約は、1972年に米ソが締結した条約で、戦略核ミサイルを迎撃する弾道弾迎撃ミサイル(ABM)の配備を大幅に制限したものである。長い間、米ソ/米露間の戦略的安定の礎石と位置づけられるとともに、ミサイル防衛反対派にとって重要な拠り所となってきた。

10) ブロック・アプローチとは、兵器開発において最終的な到達目標を設定し、それを配備開始要件とするのではなく、一定の能力が備わった時点で配備を始め、同時に改良を進めていくというものである。

11) “Nuclear Posture Review [Excerpts]”
[http://www.globalsecurity.org/wmd/library/policy/dod/npr.htm]. なお、これは、核先制使用の可能性が批判的論じられるきっかけとなった、2002年3月にリークされたものである。

12) 「旧」トライアドは、ICBM、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)、戦略爆撃機という戦略核戦力の三本柱を意味する。

13) “President Delivers State of the Union Address,” January 29, 2002.

14) “President Bush Delivers Graduation Speech at West Point,” June 1, 2002.

15) *The National Security Strategy of the United States of America*, September 17, 2002, p.15.

16) *National Strategy to Combat Weapons of Mass Destruction*, December 2002.

17) 「拡散安全保障イニシアティブ(PSI)阻止原則宣言(仮抄訳)」2003年9月。

18) “Remarks by the President on Weapons of Mass Destruction Proliferation,” February 11, 2004.

19) 但し、これは2004年5月末のNSG会合で撤回された。

20) Press Release SC/8076, April 28, 2004
[http://www.un.org/News/Press/docs/2004/sc8076.doc.htm].

21) 浅田正彦「安保理決議1540と国際立法—大量破壊兵器テロの新しい脅威をめぐって」『国際問題』第547号、2005年10月、37-39頁。ここでは、「国内実施」は、「締約国が条約によって禁止・制限されている行為を、自国内の私人に対して禁止・制限する」ことを含むとされている。

22) *Quadrennial Defense Review Report*, February 6, 2006, p.32.

23) *The National Security Strategy of the United States of America*, March 2006, p.20.

24) これは、小規模核兵器オプション(mini-nuke option)といわれる。Jason Zaborski, “Deterring a Nuclear Iran,” *The Washington Quarterly*, Vol.28, No.3, Summer 2005, pp.153-167.

25) 半数必中半径。2分の1の確立でミサイルが着弾する範囲の半径。ミサイルの命中精度を示す。

26) Chaim Braun and Christopher F. Chyba, “Proliferation Rings: New Challenges to the Nuclear Nonproliferation Regime,” *International Security*, Vol.29, No.2, Fall 2004, pp.5-49.

27) Alexander H. Montgomery, “Ringing in Proliferation: How to Dismantle and Atomic Bomb Network,” *International Security*, Vol.30, No.2, Fall 2005, pp.153-187.



資料

大量破壊兵器に対抗するための国家戦略¹⁾

①拡散対抗

(a) 移転阻止

(b) 抑止(核使用示唆)

(c) 防衛と軽減(先制措置も含む)

②拡散防止強化

(a) 積極的な不拡散外交

(b) 多国間制度の強化

核兵器	NPT全加盟国によるIAEA追加議定書批准などIAEA強化、 カットオフ条約、NSGおよびザンガー委員会強化
BC兵器	CWCの組織的強化、BWCの建設的・現実的な強化、 オーストラリア・グループ(AG)の強化
ミサイル	MTCR強化、「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範」 (HCOC)遵守の確保

(c) CTR

(d) 核物質管理

(e) 米国の輸出管理

(f) 制裁措置

③大量破壊兵器使用時の「結果管理」

以上の3つの柱を統合するため、次の4つの政策を最優先で実施する。

①WMD、運搬手段および関連技術に関する情報収集・分析
②進化する脅威への対処能力を向上するための研究開発
③二国間・多国間協力
④敵対国家やテロリストを標的にした戦略

1) *National Strategy to Combat Weapons of Mass Destruction*, December 2002.

イランの核開発問題：主要事項年表²⁾

1958年	IAEA加盟
1960年代末	原子力活動開始、米国・西独が協力
1970年	NPT加盟、74年にはIAEAと保障措置協定締結
1976年～	西独の協力を得て、ブシェール原発1号炉・2号炉を建設(革命で中止)(イ・イ戦争中にイラクは複数回にわたりブシェール施設を爆撃)
1995年	ロシアと原子力協定調印(ブシェール1号炉の完成・始動、ウラン燃料の供給)
2002年8月	反体制組織イラン国民抵抗評議会(NCRI)が、アラク付近の重水製造施設、ナタンズ付近の核燃料製造施設(後にウラン濃縮施設と判明)の建設を暴露
2002年9月	核燃料サイクル確立のために新施設を建設中であることをIAEAに通告(エルバラダイのイラン訪問は、10月、12月と連続してイランの要請で延期に)
2002年12月	米国政府が、アラク・ナタンズの施設を衛星で確認したことを認める
2003年1月	ハタミ大統領がヤズド郊外でウラン採掘を開始したこと、ウラン転換・濃縮を含む核燃料サイクルの確立を進めることを発表



2003年2月	エルバラダイがイランを訪問。イラン側がナタンズ、アラクの施設についてIAEAに説明
2003年6月6日	エルバラダイがIAEA理事会に報告書提出。91年に天然ウランを輸入したこと、それを利用した活動を実施してきたこと、それを保管・処理した施設など、保障措置協定に反する未申告の核関連活動・施設の存在を指摘
2003年6月19日	IEAE理事会が懸念を表明。保障措置協定違反とは明言せず、イランにIAEAへの協力、追加議定書の早期・無条件締結、ナタンズのパイロット濃縮プラントに核物質を導入しないことなどを要求。環境サンプリングを拒否された「カライ電器工場」に強い関心を示す
2003年6月25日	濃縮プラントに核物質を導入
2003年8月	エルバラダイがIAEA理事会に報告書提出。ナタンズの施設から微量の高濃縮ウランが検出されたこと(イランは輸入した遠心分離機に付着していたと主張)、環境サンプリングが認められたカライ電器工場が大きく改造されていたことなどを発表
2003年9月	IAEA理事会が、10月末までにすべての不備を是正しIAEAと協力すること、追加議定書を即時・無条件に署名すること、ウラン濃縮関連・再処理活動を停止することを求める決議を全会一致で採択
2003年10月21日	英仏独(EU3)との共同声明で、イランがIAEAへの全面協力、追加議定書調印、濃縮・再処理活動の全面停止(26日に「暫定的」な停止であり、必要な時はいつでも再開すると声明)を表明
2003年11月10日	エルバラダイがIAEA理事会に報告書提出。20年にわたる様々な保障措置協定違反を指摘
2003年11月26日	IAEA理事会が、過去の保障措置協定違反に強い遺憾の意を表明する決議を採択。EU3との合意遵守を要請。米国が主張した国連安保理付託は合意されず
2003年12月	イランが追加議定書に調印(発効には議会の批准が必要)
2004年2月4日	パキスタンのカーン博士がそのネットワークを通じイランに遠心分離機技術を提供したことを告白
2004年2月24日	エルバラダイがIAEA理事会に報告書提出。イランによる非協力、新たな未申告活動を指摘
2004年3月12日	イランのIAEA代表が、IAEA査察受入れの延期を発表。後にハタミ大統領が、IAEA理事会決議(翌日採択)への抗議であったと説明。
2004年3月13日	IAEA理事会が、イランの協力を不十分とする決議を採択。濃縮・再処理停止の継続・延長を要請
2004年3月28日	アガザデ副大統領がウラン転換施設での生成試験開始を発表。IAEAは10月合意違反ではないと説明
2004年4月6日	エルバラダイがイランと懸念を解消するための「共同行動計画」に合意
2004年4月29日	イランがウラン転換施設での生成開始をIAEAに通告。後日IAEAは濃縮に該当する可能性を指摘
2004年5月18日	イランがウラン転換施設での生成開始を10月合意に反さないと主張
2004年5月21日	追加議定書に基づく冒頭申告をIAEAに提出(議定書は未批准のまま)

2004年6月18日	エルバラダイの報告を受け、IAEA理事会が、イランの非協力を非難し、すべての未解決の問題を解決するため必要なすべての措置を緊急にとることなどを求める決議を採択。六フッ化ウランの生成停止、重水減速炉建設の再考などを要請
2004年6月23日	イランが理事会決議を非難し、6月29日に遠心分離機の建設を開始する旨を書簡でIAEAに通告
2004年7～8月	IAEAの封印を一部解除し、遠心分離機の建設、相当規模のウラン転換を開始。ハタミ大統領が濃縮はイランの権利であり、平和利用目的であることを保証するなど発言。EU3との交渉では、核関連の汎用技術へのアクセス、対イラン輸出管理の緩和などイランの要求をEU3側が拒否
2004年9月1日	エルバラダイがIAEA理事会に報告書提出。検出された微量の高濃縮ウランは輸入されたものであると暫定的に結論。以降、ハタミ大統領らイラン政府首脳による核活動継続発言が相次ぐ。
2004年10月	イラン議会で濃縮活動の再開を政府に義務づける法案を可決(31日)。EU3との交渉でもイランは平和利用の権利を主張する姿勢を継続。イランと交渉したロシアは核技術協力再開を示唆。中国は、米国の安保理付託案に反対の意を表明
2004年11月14日	EU3との交渉でイランはウラン濃縮関連活動の停止に合意(パリ合意)。長期的取り決めに向けた交渉開始に合意(12月13日に交渉開始)
2004年11月29日	IAEA理事会がパリ合意の重要性を強調し、その違反が国連安保理付託に繋がる可能性を示唆する決議を採択
2005年2月21日	エルバラダイが独『シュピーゲル』誌にイランは2、3年で核兵器を製造できる能力を持つと発言
2005年2月21日	ハドレー米大統領補佐官がEU3とイランの合意を促す措置(ex. WTO加盟への反対取下げ)を米国が考慮中と発言
2005年2月27日	ロシアがイランとの核技術協力に合意したことを発表。プシェールに建設中の軽水炉用燃料を供給し、使用済み燃料をロシアに戻すことで合意(ただし、使用済み燃料を戻せるまでに2年もしくは5年程度かかると言われる)
2005年3月	ライス米国务長官がEU3とイランの合意を促すため、イランのWTO加盟への反対を取下げの意向を表明。米国が初めてEU3との交渉に支持を表明
2005年4～5月	EU3との交渉が長引く中、イランは、交渉・妥協を望むが、完全停止と長期停止は容認できないとして、濃縮活動の再開を示唆。イラン議会は政府に濃縮再開を促す法案を可決
2005年5月26日	WTOがイランの加盟交渉開始を承認
2005年5月30日	イランの国連大使が、NPT再検討会議の失敗の責任は90％米国にあると非難し、イランの濃縮活動はIAEAの監視下で合法的に行われていると主張。翌日、プッシュ大統領はEU3との交渉進展を認めつつ、濃縮に関して一切妥協しない意向を改めて表明
2005年6月5日	EU3がより詳細な妥協案を提示する8月まで濃縮活動を凍結することに合意
2005年6月24日	アフマディネジャドが次期大統領に選出。翌々日、イランの国家的権利であるとして核計画支持を表明



2005年6月29日	ブッシュ大統領がWMD不拡散を理由に北朝鮮・イラン・シリアに本拠を置く8組織の資産凍結を命令
2005年8月5日	EU3が長期的取り決めにに関する提案を提示。平和利用の支援と引き換えに、濃縮関連活動の完全停止、NPTを脱退しないこと、アラクの重水炉解体、抜き打ち査察の受入れを要求。濃縮を禁止していることを理由に、イランは即時却下
2005年8月6日	アフマディネジャド大統領就任。8日には、交渉の継続、政権の確立後に新提案を示す意向を表明
2005年8月8日	イスファハンの施設のIAEA封印を解除し、転換開始
2005年8月11日	IAEA特別理事会が、深刻な懸念を表明し、濃縮関連活動完全停止の再実施などを求める決議を採択
2005年9月18日	アフマディネジャド、国連で演説。平和利用であること、核燃料サイクルへのアクセスは奪うことのできない権利であること、NPTに関する差別的な慣行を停止すべきことなどを強調
2005年9月24日	IAEA理事会で、イランのNPT違反を決議（賛成21、反対1、棄権12）。中露は投票に反対した後、棄権。エルバラダイは、11月の理事会以前の国連安保理付託はないと説明。決議に賛成したインドのシン首相は、特定国と提携したわけではないと弁明
2005年9月26日	イランはすべての自発的・暫定的な協力を停止するとして、決議の修正を要求。モッタキ外相は、米国を非難。29日には議会が追加議定書を無効にする法案を可決。IAEAの査察下で転換を継続
2005年11月10日	EU3の支持を得て、ロシアが、イランのウラン濃縮を行う施設をロシア内につくる案を提示。米国もこれを支持するが、イランは明確な拒絶をせずイラン内での濃縮を主張。
2005年11月24日	IAEA理事会は、EU3との交渉再開に向け各国が外交努力中であることに配慮し、決議採択を回避。イラン議会が、国連安保理付託の場合、査察を拒絶する法案を決議
2006年1月3日	イランが研究目的のウラン濃縮関連活動再開をIAEAに通告。10日、ナタンズの施設などでIAEA査察官立会いの下、封印を解除
2006年1月12日～	EU3が安保理付託の方針を固め、IAEA特別理事会の開催を要請。EU3＋米露中の6カ国で決議案の協議を進める
2006年2月4日	IAEA特別理事会で国連安保理付託を決議（賛成27、反対3、棄権5）。中露も賛成。常任理事国5カ国は、実質協議は3月6日に始まるIAEA理事会まで持ち越すことで合意。イランは、包括的保障措置協定の基づく査察以外の査察受入れを停止。6日、安保理への正式付託（報告）
2006年3月8日	IAEA理事会、イランを説得できないまま閉幕。協議の舞台は安保理へ。エルバラダイが、3年にわたる調査でもイランの核活動の内容を確認できなかったとする報告書を国連安保理に提出
2006年3月29日	国連安保理議長声明。30日以内の濃縮停止を求める

2006年4月28日	アフマディネジャド大統領が、国連安保理議長声明に応じない意向を表明。「イランはすでに核保有国であり核技術獲得は国民の要求である」と発言
2006年5月10日	濃縮停止を義務づける安保理決議案（制裁はなし）を巡り、EU3＋米露中6カ国が合意できず、「見返り案」が浮上
2006年6月2日	EU3＋米露中6カ国が、包括的見返り案に合意
2006年6月6日	EUのソラナ代表が、包括見返り案をイランに提示。一部報道では、濃縮停止の見返りとして、(1)新たな原発の建設支援、(2)5年分の核燃料保管施設建設、(3)領土保全の保証、(4)欧米の航空機の購入許可などが列挙されているとされた
2006年6月21日	アフマディネジャド大統領が、包括的見返り案に8月22日までに回答する意向を表明
2006年7月12日	包括的見返り案に回答がないことから、EU3＋米露中6カ国外相会議で、濃縮停止を義務づける決議採択をめざし、中断中の安保理協議を再開することに合意。イランが拒否すれば、外交・経済など非軍事的な制裁を含む決議案の採択をめざすことも強調
2006年7月13日	常任理事国5カ国が、包括的見返り案を理事国に配布
2006年7月18日	英米仏が、制裁も視野に入れた濃縮停止を義務づける安保理決議案を中露に提示

2) Paul Kerr, “The Iran Nuclear Crisis: A Chronology,” from the web site of Arms Control Association [http://www.armscontrol.org/country/iran/iranchronology.asp]; ⁴Nuclear Chronology, ⁵Iran Profile, from the web site of Nuclear Threat Initiative [http://www.nti.org/e_research/profiles/Iran/1825_4968.html]; Kenneth Katzman, “Iran: U.S. Concerns and Policy Responses,” *CRS Report for Congress*, April 6, 2006; Sharon Squassoni, “Iran’s Nuclear Program: Recent Developments,” *CRS Report for Congress*, April 12, 2006 などを参考に作成。

包括的見返り案要旨（見返り部分）³⁾

核分野	▽核エネルギー平和利用の権利の再確認と、その開発計画への協力 ▽最先端技術を用いた国際合弁事業による新軽水炉建設の支援 ▽使用済み核燃料と放射性廃棄物の取り扱いについての協力 ▽核エネルギーの包括的な研究・開発の協力。放射性同位体製品や医療、農業への適用に向けた研究炉の提供を含む ▽法的拘束力のある重層的な核燃料の保証
政治・経済分野	▽地域安全保障問題に関する対話と協力促進に向けた新たな会議の支援 ▽国際貿易機関(WTO)を含む国際的機構へのイランの組み込みを支援し、国際経済参入を推進。イランへの直接投資やイランの貿易増加のための枠組みを構築 ▽民間航空協力。米国と欧州からの民間航空機禁輸解除を含む ▽欧州各国などとの長期的なエネルギー協力の構築 ▽電気通信の構造基盤の近代化や先進的なインターネット設備の支援 ▽ハイテク分野での協力 ▽農業発展への支援

3) 『毎日新聞』2006年7月15日、朝刊。

部門研究2 2006年度第3回研究会 報告

「『9・11』5周年とイラク戦争の現状」

日 時／2006年10月28日(土)
会 場／同志社大学 今出川キャンパス 扶桑館2階マルチメディアルーム1
発 表／宮家 邦彦 (AOI外交政策研究所代表)
河野 毅 (政策研究大学院大学助教授)
コメント／内田 優香 (民主党政策調査会副主査)
宮坂 直史 (防衛大学校国際関係学科助教授)
中田 考 (同志社大学大学院神学研究科教授)

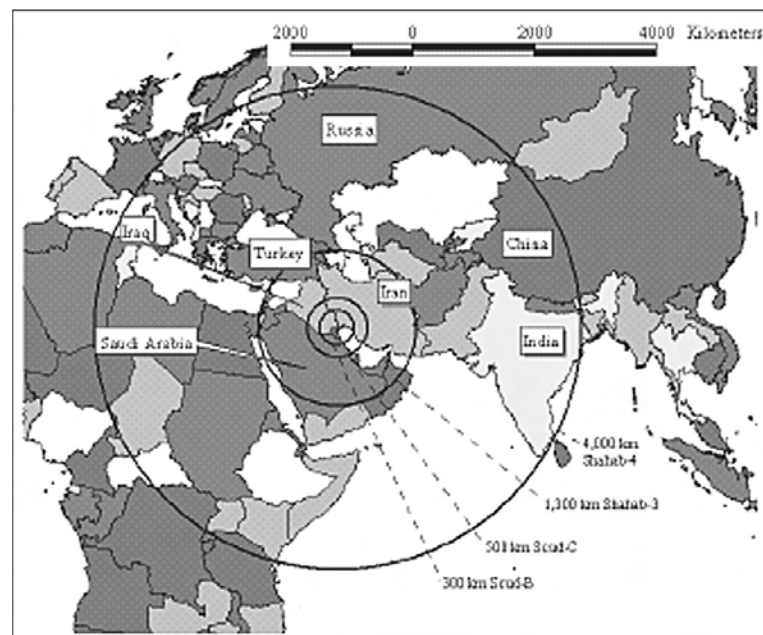
スケジュール

13:00～14:00 発表:宮家邦彦「アメリカ外交と中東情勢」
14:00～15:00 発表:河野 毅「暴力とテロリズム:東南アジアからみた米国の対テロ対策」
15:00～15:15 休憩
15:15～15:25 コメント:内田優香
15:25～15:35 コメント:宮坂直史
15:35～15:45 コメント:中田 考
15:45～17:30 ディスカッション
18:00～20:00 懇談会

研究会概要

今回の研究会では、宮家邦彦氏と河野毅氏による報告とそれに基づく活発な議論が行われた。
宮家氏は、米国の外交と中東情勢について報告した。はじめに、ネオコンの検討を端緒に冷戦期以降の米国の外交政策を概観した。その上で氏は、現在の政策を小さな政府で理想を目指す矛盾したものと特徴付けた。続いて米国の中東政策が検討された。氏によるとそれは現在、イスラエルの安全保障と石油の確保という従来の目的に、テロとの戦いと中東の民主化という新たな目的が加わったために停滞しているという。次いでイラン、イラク、レバノンを中心とする最新の中東情勢が詳細に分析された。そこから、中東の錯綜した状況とその解決の困難さとともに、現在の中東情勢を理解する際に米国とイランの対立軸を押さえる必要性を指摘した。最後に氏は、米国外交の今後について、ネオコンと言われる人々が政治的力を落とす一方で、ネオコン的な考え方はテロとの戦いがイスラームとの戦いに転化されることで状況に応じて残ると予測した。そしてそれは、米国にとり決して楽観できるものではないと結んだ。
河野氏は、米国の対テロ政策が東南アジアにおいていかに解釈されているか、その実態について主に反米感情との関係から報告した。氏はまず米国の対テロ戦争が、限られた情報と冷戦と類似の構造に特徴付けられるとした。その上で、9・11後の東南アジア各国における外交と内政の現状を、インドネシア、マレーシア、フィリピンの事例を通して明らかにした。続いて氏は、東南アジアのムスリム一般が持つ反米感情に視点を移しその分析を行った。それは大きく、(1)歴史に由来する反植民地主義的な感情、(2)

イランのミサイル射程範囲



出典：Andrew Feickert, "Missile Survey: Ballistic and Cruise Missiles of Foreign Countries," CRS Report for Congress, March 5, 2004, p.6.

イランの主要な核関連施設



出典："Iran Special Collection," Center for Nonproliferation Studies
[<http://cns.mii.edu/research/iran/images/mapbig.gif>].